

「新たな港湾雇用安定等計画（素案）」等に対する
地方労働審議会港湾労働部会からのご意見

全港・全職種適用関係

- 「全港・全職種適用」について労使合意したことを踏まえ、全港・全職種に適用されるよう計画及び報告書に法改正への「土台」となり得る記述を工夫し、書き込むこと。
【労働側】
- 6大港以外の港を対象とした港の調査等、適用に向けての計画が盛り込まれるべきである。【労働側】

港湾倉庫関係

- 現状の港湾・物流施設（マルチテナント方式等）に合わせ、港湾倉庫の指定のルールを改正していく土台ができる措置を計画及び報告書に書き込むこと。【労働側】
- 港湾倉庫を指定する調査において、今以上に法的拘束力を強化すること。【労働側】

港湾労働者派遣制度・日雇労働者関係

- 常用化の推進にあたり、「常用何%・日雇何%まで減らす」という数値目標と、そのための具体策があると良い。【公益側】
- 港湾労働者派遣制度の抜本的な改善が必要であり、もっと効率的な対策を検討すべき。【労働側】
- 日雇が使用されている現状や港湾労働者派遣制度を改善するため、定数を策定することや常用センター派遣制度を改めて検討すべき。【労働側】

その他（働き方改革関係・港湾技能研修センター関係）

- 報告書に記載された港湾労働者派遣制度等の0.4%や3.2%の数値は6大港のものと思われるため、「6大港」という文言が必要ではないか。【公益側】
- 月間実労働時間が全産業より多くなっているが、この差を縮めるために具体的な数値目標を盛り込めないか。【公益側】
- 元請会社（許可事業所）の作業員と元請の関連作業会社の作業員における港湾労働者証の色分けを求める。【労働側】
- 働き方改革の推進により常用労働者の柔軟な就労体制を維持することが困難となれば、日雇労働者の増加が懸念される。【使用者側】
- 研修センターの移転にあたり、従来の訓練に留まらず、若手・中堅労働者に対するコンテナターミナル内でのセンターコントロール等のような実践的知識の習得を加えるべき。【使用者側】